

共有財産と譲渡所得

妻と離婚することになり、居住用不動産を財産分与したが、慰謝料として渡したものであるため、譲渡所得の申告は不要と考えていいか？

【土地等譲渡所得】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12837079223.html>